

令和 4 年 5 月 26 日現在

機関番号：12613

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2021

課題番号：17K03425

研究課題名(和文)再犯防止目的による刑事事件の裁判所外処理に関する実証的研究

研究課題名(英文)Out of Court Disposals of Criminal Cases for Prevention of Reoffending

研究代表者

葛野 尋之(KUZUNO, Hiroyuki)

一橋大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：90221928

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,500,000円

研究成果の概要(和文)： 検察官主導の「入口支援」の全面展開にみられるように、再犯防止措置と結びつけた起訴猶予の積極活用の傾向が顕著であるところ、これは、無罪推定原則、適正手続の保障、刑事手続における検察官の基本的役割との矛盾をはらんでおり、公判中心主義との抵触もはらんでいる。また、証拠が不十分な場合に、被告人は無罪を主張して争うべきと助言するか、それとも犯罪事実を認め、起訴猶予処分を求めるべきと助言するかなど、起訴前における弁護人の活動に複雑な問題を投げかけることになる。福祉的支援につなぐための刑事手続からの早期離脱は、起訴後、裁判所の判断によってなされるべきであり、そのために刑の宣告猶予制度を導入すべきである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は(1)再犯防止措置と結びつけた起訴猶予の積極活用が、刑事手続の基本構造・基本原則との矛盾をはらむことを指摘した点、(2)この積極活用が、弁護人の役割に複雑で解決困難な問題を投げかけ、当事者主義に立った弁護の高度化を抑制しうることを指摘した点、(3)福祉的支援につなぐための刑事手続からの早期離脱は、起訴後、裁判所の判断によるべきとし、刑の宣告猶予制度の導入を提案した点、において学術的意義を有している。

研究成果の概要(英文)： In recent years, the public prosecutors have used their discretionary power not to prosecute the suspects (Art. 248 of the Code of Criminal Procedure) to promote the effect to prevent reoffending. Public prosecutors often urge or persuade the suspects to take part in the programs afforded by the welfare institutions before or after they decide not to prosecute. This study criticize this practice because it conflicts the fundamental rules of criminal justice such as presumption of innocence, due process protection, as well as basic role of public prosecutors. This study argues that criminal justice system does not use the prosecutors' discretionary power not to prosecute in connection with the measures to prevent reoffending and that new legislation is needed to introduce suspension of sentencing by the courts, separation of trial procedure and sentencing procedure and resentence report system.

研究分野：刑事法学

キーワード：再犯防止 検察官 訴追裁量 起訴猶予 刑事弁護 宣告猶予 入口支援

1. 研究開始当初の背景

(1) 再犯防止に向けた起訴猶予の積極活用

近年、検察庁は、再犯防止という刑事政策目的の達成に対して、顕著な積極的姿勢を示している。

とくに注目すべきは、高齢で社会的に孤立した、あるいは知的障がいや有する被疑者を、起訴猶予を通じて早期に刑事手続から離脱させ、必要な福祉的支援につなげようとする取組み(「入口支援」)を中心として、起訴猶予と積極的な再犯防止措置とを結びつけることによって、再犯防止の目的を効果的に達成しようとする実践の広がりである。このような実践は、法的制度として確立されたものではないことから、具体的な形態においてはさまざまなものがあるが、起訴猶予の決定後に、福祉的支援を提供するなどして再犯防止を図ろうとするモデル(処分決定後措置モデル)と、検察官または検察事務官が被疑者と面談し、助言を提供し、必要に応じて生活指針たる遵守事項を定め、あるいは他機関に支援を委託するなどして、起訴猶予の決定前に一定の再犯防止措置を講じるモデル(処分決定前措置モデル)とがある。

また、近時、選挙権年齢の引下げ、民法の成年年齢引下げの提案とも関連して、少年法適用年齢を18歳未満に引き下げるべきとの提案がなされており、それにともない、18歳以上の若年「成人」について特別な手続的・実体的措置を講じるべきとの意見が表明されている。このなかで、若年「成人」については、起訴猶予をいっそう積極化したうえで、起訴猶予に保護的措置ないし保護観察を付加するという新制度の導入も提案されている。

(2) 起訴前刑事弁護の拡大・積極化

弁護士会の当番弁護士制度および数次にわたる刑訴法改正によって導入・拡大された被疑者国選弁護士制度を通じて、起訴前刑事弁護制度は拡大してきた。また、刑事手続の複雑性の向上にとともなう刑事弁護の専門性の深化も与って、被疑者弁護の活性化も顕著である。このなかで、被疑者の権利・利益の擁護を徹底させるべきという弁護人の「誠実義務」が強調される一方、被疑者弁護の実践においては、犯罪にかかわった人の全人的幸福という意味での福祉の実現を目指すべきであり、刑事弁護もそのために積極的役割を担うべきとする立場も強くなっている。「入口支援」が拡大するなかで、刑事弁護人においても、それを積極的に活用し、被疑者を早期に刑事手続から離脱させようとする活動が積極化している。

(3) イギリスにおける遵守事項付警告の拡大

イギリスにおいても、刑事事件の正式な訴追を回避して、刑事政策的目的を達成しようとする動きが顕著であり、とりわけ遵守事項付警告の導入と拡大が注目される。2003年に導入された遵守事項付警告は、再犯防止措置、損害回復措置の一方または双方を遵守事項として付したうえで訴追(告発)を回避し、対象者が遵守事項に違反した場合には、訴追がなされるというものである。裁判所に係属する事件数の減少という目的も与って、この制度は、法改正、実務規程の改正を経て、拡大をみせている。遵守事項付警告は早期に被疑者を刑事手続から解放し、有罪と刑罰の危険を回避する点において、被疑者に利益をもたらす処分である一方、とくに有罪証拠が十分でない場合、被疑者が犯罪事実を自認し、遵守事項付警告の付与に同意することについて、弁護人はどのように対処すべきかという刑事弁護における困難な課題を生みだしている。また、遵守事項違反が刑事訴追に直結するものであることから、欧州人権条約6条1項により、被疑者の自認・同意に基づき遵守条件付警告を発するさいにも刑事手続としての手続保障が要請されるとする意見も強い。

2. 研究の目的

本研究は、再犯防止という刑事政策的目的と結びつけて刑事事件の裁判所外処理を拡大させることについて、その是非を論じるために、遵守事項付警告(conditional caution)など裁判所外処理を顕著に拡大させてきたイギリス法との比較法研究を含む実証的研究を通じて、(1)無罪推定、適正手続、防御権の保障、公判中心主義などの刑事手続原則との整合性、(2)刑事司法において検察官と裁判所がそれぞれ担うべき基本的役割との適合性、(3)刑事弁護人の基本的役割や倫理との葛藤、という観点から、問題点を明らかにしたうえで、法理論的検討を加えることを目的とする。

3. 研究の方法

本研究は、上記目的を達成するために、(1)福祉的支援ニーズを有する被疑者・被告人の起訴猶予による裁判所外処理に関する日本の実践について、その現状と理論的課題を明らかにし、(2)蓄積された先行研究の成果を踏まえつつ、刑事手続原則との整合性、裁判所・検察官の基本的地位・役割との適合性、刑事弁護人の基本的役割・倫理との葛藤に焦点を合わせ、法理論的検討を行い、(3)遵守事項付警告の拡大とそれをめぐる刑事弁護のあり方について、実践、理論の両面において先進性の認められるイギリス法の比較法研究を行い、(4)研究の進捗を、刑事法研究者・実務家のみならず、福祉関係の研究者・実務家との学際的討議にも付し、その意見を汲み上げ、その後の研究にフィードバックし、(5)研究論文、国際学会・国内学会の報告として、研究成果

を発表する。

4. 研究成果

(1) 起訴猶予制度とも関連させた被疑者弁護のあり方について、日本刑法学会第96回大会において、ワークショップ「被疑者国選弁護制度の拡充と刑事弁護の課題」をオーガナイズし、弁護士、裁判官、研究者による報告を受け、それを踏まえて検討を深めた(関西大学、2018年5月27日)。捜査段階において、弁護人が、犯罪事実を自認して、起訴猶予処分を目指すべきか、それとも犯罪事実を否認して、起訴の可能性を受け入れるかという困難な選択に直面すること、弁護方針の決定において被疑者とのあいだにも葛藤が生じることが明らかになった。

また、起訴猶予制度と関連させた被疑者弁護のあり方について、葛野尋之=石田倫識編『接見交通権をめぐる理論と実務』(現代人文社、2018年6月)を上梓し、そのなかで、論文「接見交通権と被疑者取調べ」を発表した。被疑者と弁護人との接見交通権が捜査・取調べ権限の発動との関係において相対化され、制約されてきた歴史的経緯およびそれを正当化する判例理論を明らかにし、それを克服し、取調べにおいて被疑者の黙秘権を確保するために、防御方針策定のための取調べ前の弁護人との接見の保障、接見に先立つ弁護人に対する捜査機関による被疑事実と証拠の説明、取調べへの弁護人の立会などの手続保障が必要とされることを論じた。

(2) 少年法適用年齢の18歳未満への引下げが提案され、これにともない、とくに軽微な犯罪をおこなった18・19歳の「成人」を含む若年者の再犯防止について効果的措置を講じる必要性があるとされたことから、起訴猶予に伴う再犯防止措置として、18・19歳の者については、検察官が起訴猶予とした事件を家裁に送致し、家裁の調査・審判を経て「新たな処分」を課すことができるとする一方、それ以外の者については、起訴猶予の決定後、円滑に再犯防止措置へとつなげるための措置を起訴猶予決定前から講じることとし、あるいは、起訴・不起訴の決定前に一定の再犯防止措置を行い、その成果を踏まえて起訴・不起訴の決定を行うこととする法制が提案された。この提案については、2017年以降、法制審議会・少年法刑事法部会において審議が続けられた。

本研究は、このような立法動向に注目しつつ、無罪推定、適正手続、責任主義という刑事法原則、当事者主義、公判中心主義という刑事司法の基本構造、被疑者の正当な権利の擁護に徹した刑事弁護という視角から、批判的検討を加えた。これに関して、論文「法適用年齢引下げ提案批判」法律時報91巻12号79-83頁(2019年)、共編著『少年法適用年齢引下げ・総批判』(現代人文社、2020年)を上梓し、そのなかで、「少年法適用年齢引下げ提案の批判的検討」2-24頁を分担執筆した。

(3) イギリス法において捜査終了時に選択可能な処分が多様化するなかで、被疑者弁護がどのような課題に直面し、どのような変化を経験したかを明らかにするために、「被疑者の黙秘権と弁護人の効果的援助を受ける権利」大出=川崎=白取=高田古稀祝賀論文集(現代人文社、2020年予定)を発表した。

(4) 起訴猶予の積極活用には代わるべきものとしての宣告猶予について、「宣告猶予」川出敏裕=太田達也編『新刑事政策講座』(成文堂、2022年予定)を執筆し、入稿した。この論文においては、起訴猶予、執行猶予と宣告猶予とを比較検討し、また、宣告猶予の過去の立法提案を検討した。その結果、被告人の改善更生とその結果としての再犯防止を図るための積極的措置として、起訴後、裁判所が正式に有罪を認定し宣告した後に、刑の量定をすることなく刑の宣告を猶予したうえで、必要に応じて被告人を保護観察に付し、その間、被告人について医学、心理学、教育学、社会学などの専門的知識を活用して性格と生活環境についての社会調査を実施するとともに、保護観察中の行状も観察し、それらを踏まえて最終的な処分を決定すべきとする「刑の宣告猶予」制度を採用すべきことを提案した。さらに、「刑の宣告猶予」制度に合わせて、罪責認定・量刑の手続二分、判決全調査の制度が必要とされることも論じた。

(5) 一橋大学刑事法部門編・葛野尋之編集代表『裁判員裁判の現在』(現代人文社、2021年)を上梓し、そのなかで、序章「裁判員制度の概要といくつかの問題」を執筆した。裁判員制度の実施にともない、直接主義・口頭主義に立った公判中心主義が実質化したことを指摘し、個人主義の成熟、経済・社会・文化のグローバル化、情報通信技術の進歩など大規模な社会的変化のなかで、決定過程の透明性と公正さがいっそう強く求められており、刑事手続においても透明性・公正性を高める必要がある、そのためには被疑者・被告人の参加を確保し、公判中心の手続構造を強化する必要があることを指摘した。

(6) 葛野尋之=王雲海編著『刑事訴訟における公判中心主義-日本と中国』(成文堂、2022年)を上梓し、そのなかで、序章「公判中心主義の意義」を執筆した。公判中心主義の意義を確認したうえで、検察官による起訴猶予が再犯防止措置と結びつけられて積極活用されることは、公判中心主義との矛盾をはらむことを論じた。

(7) 中日シンポジウム「刑事訴訟における訴追と公判」(2022年3月26日、一橋大学大学院法学研究科・中国人民大学共催)において、「起訴猶予と公判中心主義」について報告した。再犯防止措置と結びついた起訴猶予の積極活用が公判中心主義との矛盾をはらむこと、弁護人主導の「入口支援」が早期離脱の手段として起訴猶予を予定する者である限り、検察官主導の「入口支援」と同様の問題を免れえないことなどを指摘した。これについては、論文としてまとめ、公表する予定である。

(8) 2022年5月の日本刑法学会に向けて、共同研究「刑事訴訟法の回顧と展望」に参加し、「刑

事弁護の回顧と展望」を担当した。1980年代中期以降の刑事弁護の発展を概観し、さらなる拡大・高度化に向けて、その制度的・理論的課題を検討した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計15件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 葛野 尋之	4. 巻 20 (3)
2. 論文標題 刑事手続における通信秘密の保護：弁護人の効果的援助の保障と正確な事実認定	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 一橋法学	6. 最初と最後の頁 1~35
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.15057/72511	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 葛野尋之	4. 巻 108
2. 論文標題 弁護人接見と電子機器の使用 - 裁判例の到達点と限界	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 季刊刑事弁護	6. 最初と最後の頁 121-131
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 葛野尋之	4. 巻 -
2. 論文標題 裁判員制度の概要といくつかの問題	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 一橋大学刑事法部門編 = 葛野尋之編集代表『裁判員裁判の現在 - その10年の成果と課題』（現代人文社）	6. 最初と最後の頁 8-31
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 葛野尋之	4. 巻 -
2. 論文標題 被逮捕者と弁護人の援助を受ける権利	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 『寺崎嘉博先生古稀祝賀論文集（上）』	6. 最初と最後の頁 195-222
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 葛野尋之	4. 巻 -
2. 論文標題 公判中心主義の意義	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 葛野尋之 = 王雲海編著『刑事訴訟における公判中心主義 - 日本と中国』(成文堂)	6. 最初と最後の頁 1-14
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 葛野尋之	4. 巻 91 (12)
2. 論文標題 少年法適用年齢引下げ提案批判	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 79-83
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 葛野尋之	4. 巻 -
2. 論文標題 接見交通権と被疑者取調べ	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 葛野尋之 = 石田倫識編『接見交通権の理論と実務』、現代人文社(図書所収論文)	6. 最初と最後の頁 14-38
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 葛野尋之	4. 巻 -
2. 論文標題 未決拘禁の審査手続	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 小畑郁 = 江島晶子 = 北村泰三 = 立石真公子 = 戸波江二編『ヨーロッパ人権裁判所の判例』、信山社(図書所収論文)	6. 最初と最後の頁 230-233
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 葛野尋之	4. 巻 17(3)
2. 論文標題 弁護人による接見時の電子通信機器の使用をめぐる法的問題	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 一橋法学	6. 最初と最後の頁 279-320
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) 10.15057/29722	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 葛野尋之(方海日訳・倪潤訳校)	4. 巻 22
2. 論文標題 日本的刑事司法改革(中国語)	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 訴訟法学研究	6. 最初と最後の頁 1-20
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 葛野尋之	4. 巻 89(4)
2. 論文標題 検察官の訴追裁量権と再犯防止措置	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 12-18
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 葛野尋之	4. 巻 894
2. 論文標題 処罰の膨張と捜査権限の拡散・浸透	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 世界	6. 最初と最後の頁 68-75
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 葛野尋之	4. 巻
2. 論文標題 刑事司法をめぐる立法の力学	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 後藤昭・責任編集『シリーズ・刑事司法を考える3----刑事司法を担う人々』岩波書店（図書所収論文）	6. 最初と最後の頁 256-276
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 葛野尋之	4. 巻 754
2. 論文標題 高齢者と刑事手続	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 20-24
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 葛野尋之	4. 巻
2. 論文標題 猶予制度----刑事司法の基本原則と刑事手続の基本構造に適合した猶予制度のあり方	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 本庄武 = 武内謙治編著『刑罰制度改革の前に考えておくべきこと』日本評論社（図書所収論文）	6. 最初と最後の頁 141-160
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 1件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 葛野尋之
2. 発表標題 ワークショップ「被疑者国選弁護制度の拡充と被疑者弁護の課題」
3. 学会等名 日本刑法学会96回大会（招待講演）
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計4件

1. 著者名 葛野尋之、石田倫識、伊藤睦、斎藤司、関口和徳、淵野貴生、田淵浩二、松宮孝明、新屋達之、森下弘、高倉新喜、豊崎七絵、川崎拓也、京明、松倉治代、三島聡、内藤大海、松代剛代、辻本典夫、小浦美保	4. 発行年 2020年
2. 出版社 現代人文社	5. 総ページ数 976
3. 書名 刑事法学と刑事弁護の協働と展望〔大出良知・高田昭正・川崎英明・白取祐司先生古稀祝賀論文集〕	

1. 著者名 葛野尋之、武内謙治、本庄武	4. 発行年 2020年
2. 出版社 現代人文社	5. 総ページ数 348
3. 書名 少年法適用年齢引下げ・総批判	

1. 著者名 一橋大学刑事法部門、葛野尋之	4. 発行年 2021年
2. 出版社 現代人文社	5. 総ページ数 160
3. 書名 裁判員裁判の現在	

1. 著者名 葛野 尋之、王 雲海	4. 発行年 2022年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 246
3. 書名 刑事訴訟における公判中心主義	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------